

マージン率などの情報提供

株式会社 近藤設計

対象期間：2025 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

- 1 派遣労働者の数 ・ 12 名 (2026 年 5 月 1 日現在)
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者 (派遣先) の数 ・ 2 事業所(2026 年 5 月 1 日現在)
- 3 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合 (マージン率) ・ 20.6%
- 4 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 - ① 対象となる派遣労働者の範囲
・ 派遣先で「製図工(建物・土木施設を除く)」、「データ入力事務員」の業務に従事する従業員
 - ②協定の有効期限 ・ 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
- 5 教育訓練に関する事項
 - ① 教育訓練の種類
 - ・ 新入社員研修・・・一般基本常識、就業規則教育
 - ・ CAD 研修・・・AutoCAD 操作教育
 - ・ PC スキル研修・・・Word、Excel 操作教育
 - ・ コミュニケーションスキル研修・・・コミュニケーション教育
 - ②対象者 ・ 派遣労働者
 - ③方法及び給与の支給 ・ OFF・JT／有給
 - ④派遣労働者の費用負担 ・ 無し
- 6 労働者派遣に関する料金の平均額 ・ 28,054 円
- 7 派遣労働者の賃金の額の平均額 ・ 22,288 円
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

上記マージン率の中には法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。